

農協等が認定新規就農者に利用させる機械装置等を取得した場合の 固定資産税に係る課税標準の特例措置

1. 特例措置の概要

農協等が機械設備や農業用ハウスを取得し、人・農地プランの中心経営体に位置付けられた認定新規就農者に利用させる場合、その固定資産税を軽減します。

2. 特例措置の内容

①農協等が、②一定の償却資産を、③適用期間に取得し、
④人・農地プランの中心経営体に位置付けられた⑤認定新規就農者に③利用させる場合、その償却資産に対して新たに課税されることとなった年度から5年度分に限り、課税標準が3分の2に軽減されます。

※法律：地方税法附則第15条第46項（固定資産税等の課税標準の特例）

①農協等

農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く。）、
農業協同組合連合会、農事組合法人

②一定の償却資産

機械及び装置	取得価額	30～330万円以下（一つあたり）
器具及び備品	取得価額	30～600万円以下（一つあたり）
建物附属設備	取得価額	30～600万円以下（一つあたり）
構築物	取得価額	30～2,000万円以下（一つあたり）

③適用期間に取得・利用させる

令和2年4月1日～令和4年3月31日までに取得し、かつ、利用させるものが対象です。

④人・農地プランの中心経営体

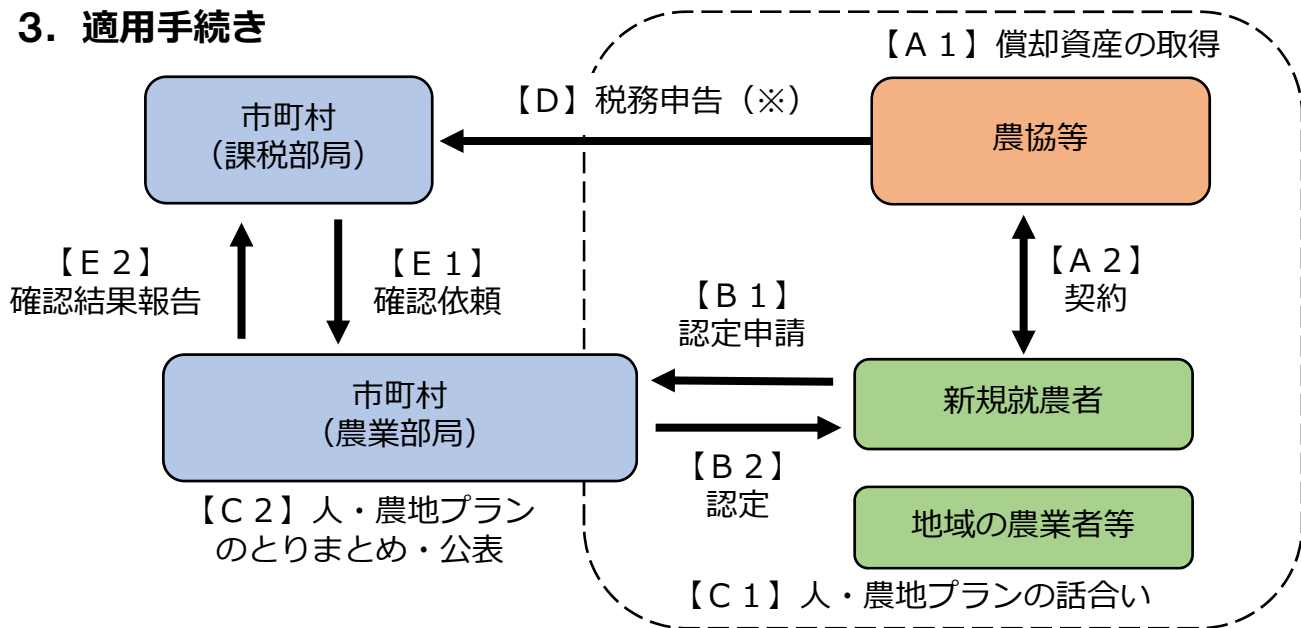
人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものです。

⑤認定新規就農者

認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等が、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする青年等就農計画を作成し、その計画を市町村に認定された者です。

裏面に続く（手続き等）

3. 適用手続き



<手続きの流れ>

① A、B、Cの手続きについて順番を問わず1月1日までに行います。

(A: 償却資産の取得)

【A 1】農協等は償却資産を取得します。

【A 2】農協等と新規就農者がリース契約などの契約をします。

(B: 青年等就農計画の認定)

【B 1】新規就農者が市町村に青年等就農計画の認定申請をします。

【B 2】市町村は審査のうえ認定します。

(C: 人・農地プランの話合い～公表)

【C 1】市町村が適当と認めた区域における農業者等との話合いを経て、新規就農者が人・農地プランに中心経営体として位置づけられます。

【C 2】市町村は、その話合いの結果について公表します。

(個人名公表は税制特例対象とする上の必須事項ではありません。)

② Dの手続きを行います。

【D 1】税務申告において、納税書類に契約書の写しを添付します(※)。

③ 市町村においてEの確認がなされます。

【E 1】市町村課税部局は、農業部局に対し、当該契約書の償却資産の利用者が、既に認定されており、人・農地プランにおいて中心経営体に位置づけられていることについて確認依頼をします。

【E 2】市町村農業部局は、課税部局からの依頼により、当該利用者が中心経営体かつ認定新規就農者であるかについての確認結果を報告します。

※ 償却資産所在の市町村と、認定している市町村、中心経営体に位置づけられている人・農地プランのある市町村が異なる場合は、青年等就農計画認定書の写し、別市町村の地域において人・農地プランの中心経営体に位置づけられていることの証明書の添付が必要です。

4. 問合せ先

農林水産省経営局就農・女性課 03-3502-6469